

# ゑちごや旅館からのお知らせ

長野県にて「宿泊税」が導入に伴い、6月1日ご宿泊分より適用となります。

お客様各位

日頃より木曾奈良井宿ゑちごや旅館をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

2026年6月1日の宿泊分より、長野県にて「宿泊税」が導入され、当館では、お1人様ご1泊あたり200円※1の税額が別途徴収されます。

お預かりした税金は観光地の整備や高付加価値化事業に充てられ、修学旅行などの教育活動を目的とした宿泊は免除されます。

長野県「宿泊税」に関する詳細は、長野県公式HPをご確認ください。

※1 2026年6月1日より2029年5月31日までの3年間。

2029年6月1日以降は300円をご徴取させていただきます。

## ■長野県「宿泊税」とは

長野県が導入する県税（法定外目的税）です。

ご宿泊のお客様よりお預かりした税金は、全額を長野県へ納め、観光地の整備・宿泊施設の高付加価値化などの事業に利用されます。

(1) 課税金額 2026年6月1日～2029年5月31日ご宿泊（制度開始より3年間）

お一人様 200円／1泊

2029年6月1日以降ご宿泊分（制度開始4年目以降）

お一人様 300円／1泊

(2) 課税対象

2026年6月1日以降にご宿泊された方のうち、1泊6,000円以上（素泊り・税別）のお客様

※お子様のご宿泊でも、上記の条件であれば対象となります

※ビジネス、観光など目的に関わらず、宿泊に対して課税されます

(3) 課税免除

幼稚園・小学校～大学の教育活動・研究活動としての宿泊 保育所等の施設が主催する行事としての宿泊  
学校・施設の長の押印がされた証明書の提出が必要です

## ■「宿泊税」の徴収方法

宿泊代金の精算の際、別途お預かりいたします。

ご請求の方法、オンライン決済時の取扱いによって異なりますので

詳細はご予約時にご確認ください